
湯上市
子どもの貧困対策整備計画

【素案・概要版】

平成29年度～平成33年度

平成29年 2月

湯上市

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

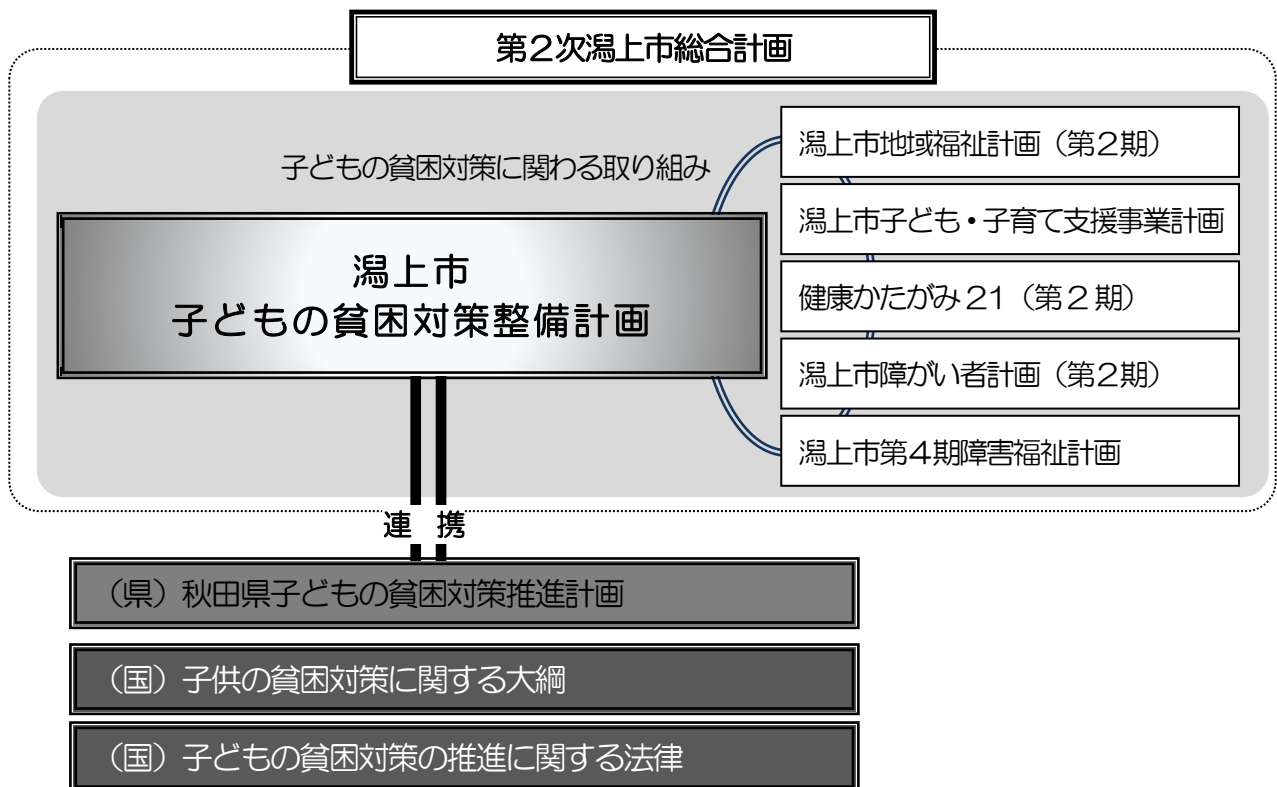
(1) 計画策定の背景

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策の基本方針のひとつとして、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられており、潟上市においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みと連携し、子どもの貧困対策を国民運動として展開すべく、困難な環境にある子どもや家庭に対する支援や取り組みの方針について、「潟上市子どもの貧困対策整備計画」として策定するものです。

子どもの貧困対策を官公民の連携による国民運動として展開するため、潟上市における子どもの貧困対策の基本方針や取り組みについて本計画において整理しました。

(2) 計画の位置づけ

本市のあらゆる施策の基本となる「第2次潟上市総合計画（平成 28～37 年度）」、教育の支援や生活の支援等に関連するその他の分野別計画との整合性に配慮した計画です。

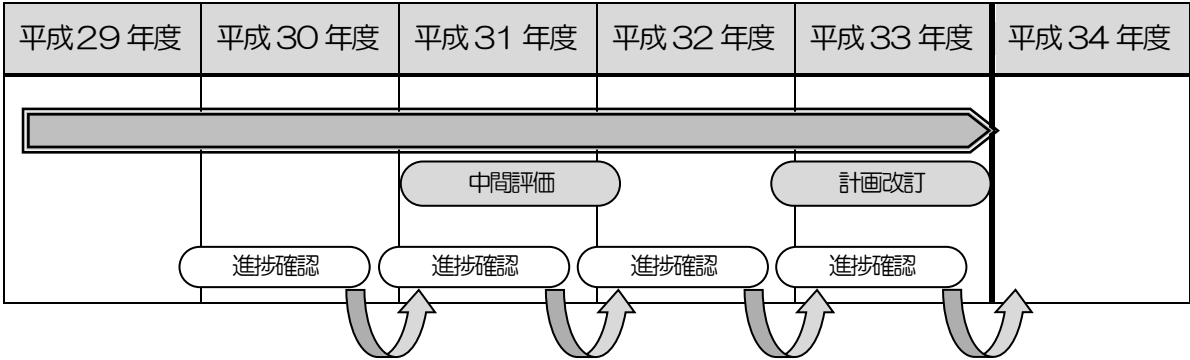


2 計画の対象

すべての子どもと子育て家庭を対象とします

3 計画の期間

本計画は平成 29 年度から、平成 33 年度までの 5 年間を計画の期間とします。



Ⅱ 計画の基本的な方向性

1 基本理念

本計画は、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、県の「秋田県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、「第2次潟上市総合計画」で示された課題に対応するために、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように支援していくためのものです。

そこで、本計画の基本理念については以下のように設定します。

みんなでともに見守り、
すべての子どもと子育て世帯が夢と希望を持って成長しながら、
しあわせを実感できるまちの実現

2 基本方針

基本方針1：教育の支援

基本方針2：生活の支援

基本方針3：保護者に対する就労の支援

基本方針4：経済的支援

Ⅲ 施策の展開

基本方針1：教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

1) 学校、関係機関との連携による相談体制の充実

事業名
①スクールカウンセラー配置
②心の教室、親と子の相談員の配置
③広域カウンセラー、SSWの活用

2) 地域による学習支援

事業名
①学校支援地域本部事業
②放課後子ども教室推進事業

(2) 就学支援の推進

1) 生活困窮世帯等への学習支援

事業名
① 潟上市子どもの学習支援事業

2) 就学のための支援

事業名
①要保護・準要保護児童生徒の援助
②特別支援学級児童生徒の援助
③育英会奨学金貸与事業（対象：高校生及び大学生等）
④母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付
⑤施設型給付

3) 就学継続のための支援

事業名
①高校生通学費助成金
②生活福祉資金（教育支援資金）の貸付

基本方針2：生活の支援

(1) 保護者の生活支援

1) 保護者の自立支援

事業名
①生活福祉資金 (総合支援資金・福祉資金)の貸付
②たすけあい資金の貸付
③母子家庭等日常生活支援事業
④母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業
⑤母子・父子自立支援員・家庭児童相談員による相談対応の充実
⑥母子生活支援施設への措置
⑦母子父子寡婦福祉資金の転宅資金や生活資金等の貸付
⑧生活困窮者自立支援事業
⑨住居確保給付金の支給

2) 子育てに関わる支援

事業名
①子育て支援短期利用(ショートステイ事業)
②地域子育て支援拠点事業
③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
④就学前の教育・保育事業の充実
⑤多様な保育サービスの提供
⑥すこやか子育て支援事業
⑦放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
⑧潟上市子どもの学習支援事業(再掲)

(2) 子どもの健康と生活の支援

事業名
①学校での食育推進事業
②助産施設への措置
③妊娠・出産への健康づくり支援事業
④乳児家庭全戸訪問(未熟児訪問、低出生体重児訪問含む)
⑤乳幼児健康診査
⑥子どもの医療費の助成

基本方針3：保護者に対する就労の支援

(1) 就労に関する相談・情報提供

事業名
①ひとり親世帯の母または父、寡婦等を対象とした講習会の開催募集情報の情報提供
②求職中のひとり親世帯の母または父、寡婦等への情報提供
③生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援

(2) 資格・技能の取得に向けた支援

事業名
①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等高等職業訓練足進給付金事業（再掲）
②母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付
② 上市就業資格取得等助成金交付事業

基本方針4：経済的支援

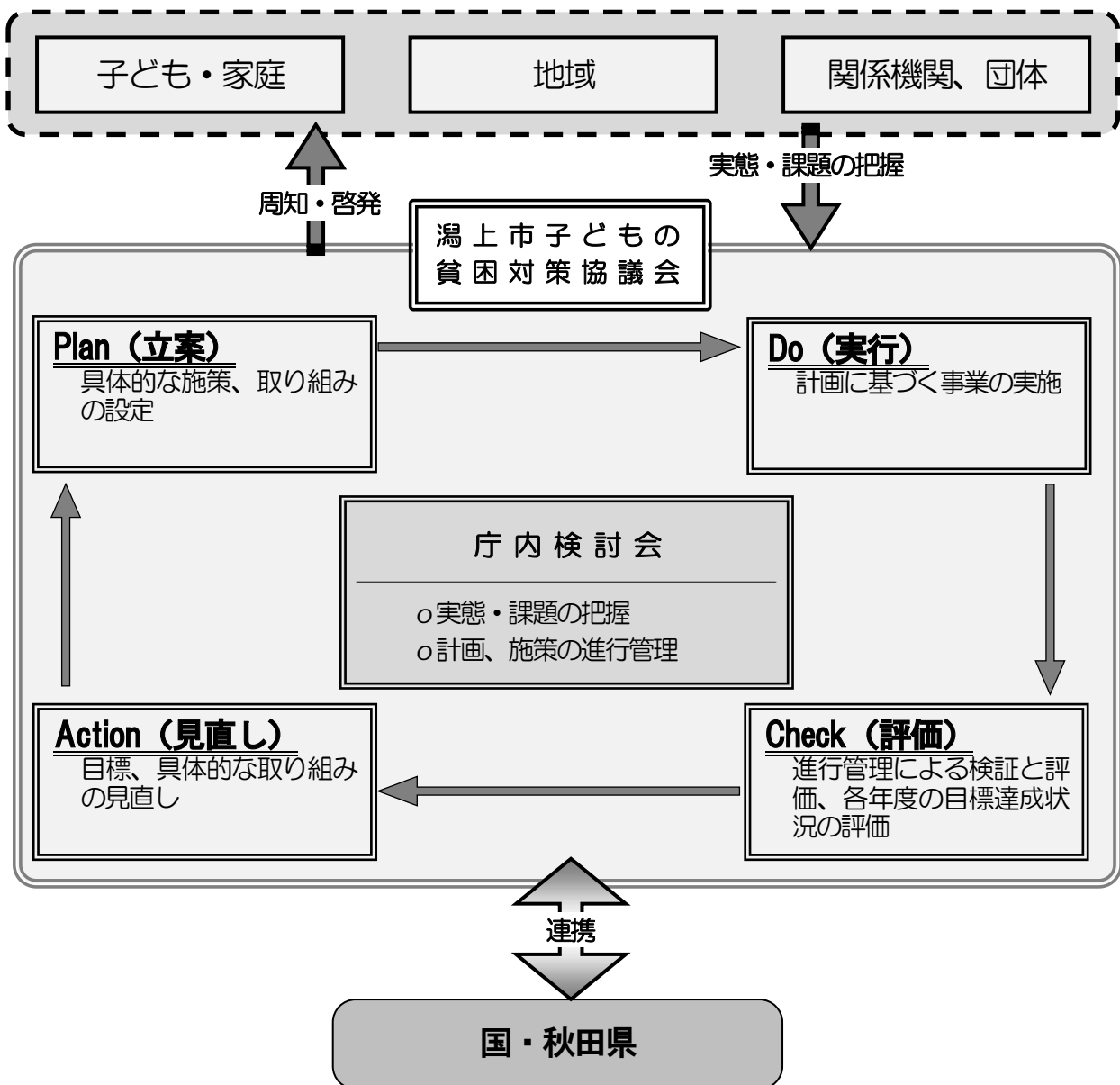
事業名
①母子父子寡婦福祉資金の貸付事業
②生活保護事業の適正な運用
③児童扶養手当の支給
④修学旅行助成事業

IV 計画の推進

潟上市だけではなく、国や県、様々な関係団体などと連携し、多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

そこで、実態を把握し、計画の適切な進捗管理を行うため、社会福祉課が事務局となり、庁内の関係課により、進捗を管理していきます。

<計画の進捗管理体制>



潟上市 子どもの貧困対策整備計画
(概要版)

平成29年2月

発行

潟上市市民福祉部 社会福祉課

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1

TEL 018-853-5314

FAX 018-853-5233

E-mail shakaifukushi@city.katagami.lg.jp